

## 一般社団法人長崎県観光連盟webサイト広告掲載取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人長崎県観光連盟(以下「連盟」という。)のwebサイトに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体とは、連盟が管理するwebサイト「ながさき旅ネット」をいう。
- (2) 広告掲載とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。
- (3) 広告主とは、広告媒体への広告掲載の決定を受けたものをいう。

### (広告の掲載基準)

第3条 次の各号に掲げる業種又は事業者にかかる広告は、掲載しないものとする。なお、広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの又はそれに類似するもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 賭博、ギャンブルに係るもの
- (5) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 各種法令に違反しているもの
- (13) 行政機関から指名停止等の不利益処分を受けているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (15) 県税の滞納があるもの
- (16) その他、広報媒体に掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

2 広告の内容は、行政広報の公共性、品位及び信頼性を損なうことのないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載しないものとする。なお、広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの

- (4) 誇大又は虚偽のおそれがあるもの
  - (5) 意見広告及び名刺広告又はこれらに類するもの
  - (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - (7) 第三者の著作権、財産権及びプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - (8) 青少年の健全育成にとって有害なもの
  - (9) 当該広告事業の内容を、連盟が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
  - (10) その他、広報媒体に掲載する広告として適当でない認められるもの
- 3 前2項に定めるもののほか、連盟が広告料を徴収することが適当でない認められるものについては、広告掲載の対象としないことができる。
- 4 広告掲載基準は、本条に定めるもののほか、別途要領に定めることができる。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は、別途要領に定める。

(広告の掲載の期間)

第5条 広告を掲載する期間は、別途要領に定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告募集方法、広告の掲載料及び広告掲載決定後の手続き等は、別途要領に定める。

(広告掲載の決定)

第7条 連盟は、広告掲載の申込みがあった場合は、別途要領の定めにより審査し、次の順位により広告掲載を決定する。

- (1) 連盟の会員
  - (2) 長崎県の観光に係る法人及び団体の広告
  - (3) 公益法人及び公益的団体の広告(前号に掲げるものを除く。)
  - (4) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
  - (5) 県内に事業所、事務所等を有する私企業又は事業を営む個人の広告(前号に掲げるものを除く。)
  - (6) その他のもの
- 2 前項の定めによるほか、申込みの早いものを優先するものとする。

(広告掲載の取消)

第8条 連盟は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すものとする。

- (1) 連盟が別途定めた日までに広告原稿が提出されないとき。
  - (2) 連盟が別途定めた日までに広告掲載料が納付されないとき。
  - (3) 第3条の規定に反すると判断したとき。
- 2 連盟は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により連盟にその旨を通知しなければならない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を追うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第11条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、連盟及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第12条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、長崎地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年5月1日から施行する。